

## 公益社団法人 ON THE ROAD 役員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人 ON THE ROAD（以下「当法人」いう。）の定款 29 条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与及びその他の職務遂行の対価として受ける財団上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費、宿泊費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、別表に定めるほか、非常勤役員には報酬を支給しないことができる。但し非常勤役員に報酬を支払うときは、2 項の規定に従う。

- 2 常勤理事には、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条第 13 号に従い、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して不当に高額なものとならないように別表に定めた額を限度として報酬を支給することができる。この報酬は職員としての給与とは厳格に区分される。支給については、毎月月末までの報酬を翌月に銀行振り込みにより支給する。
- 3 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 役員には、理事会及び社員総会に出席の都度、別表に定めた交通費を支給することができる。

(費用の支給)

第4条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく銀行振込あるいは現金支給により支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

下記の費用項目ごとに別表の金額を支給する。

- (1) 旅費交通費
- (2) 宿泊費
- (3) その他経費

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律」第20条第1項に定める報酬並びに費用の支給基準として、同法第20条第2項に基づき公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議によって行う。

付則

この規程は、当法人が「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第4条の公益認定を受けた日から施行する。

別表

- (1) 常勤理事の役員報酬は、年1000万円(税込み)を限度とする。
- (2) 理事会及び社員総会出席に対する交通費  
当面の間は支払わないこととする。
- (3) 旅費交通費  
交通費実費を支給
- (4) 宿泊費  
宿泊一泊限度額15,000円を上限に、宿泊実費を支給する。
- (5) その他経費  
その他職務の遂行に伴って発生した費用に関しては実費を支給する。

付則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月15日理事会決議)

この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。(令和4年11月6日理事会決議)

この規程は、令和7年4月1日から改定施行する。(令和7年1月18日理事会決議)